

久御山町小規模企業者ホームページリニューアル補助金の概要 (「ものづくりの苗処」事業)

令和6年4月1日

1 目的

久御山町の産業の一角を支える町内の小規模企業者に対し、自社ホームページの新規制作、開設及びホームページの変更を支援することにより、自社PR力を強化し、ひいては人材確保に寄与することを目的とする。

2 令和6年度の申請（1次募集）期限

令和6年6月14日（金）

3 事業内容

新たに開設するホームページのコンテンツ制作費用又は既に開設しているホームページのコンテンツ変更費用に係る経費に対し、50万円を上限に2分の1を予算の範囲内において補助する。

※ 1,000円未満の端数は切り捨て。

4 対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、久御山町内に引き続き1年以上住所を有し、継続して1年以上事業を営み、かつ町税を完納した者。業種は問わない（農業者含む）。

※ 中小企業基本法第2条第5項「小規模企業者」

業種	おおむね常時使用する従業員の数
商業又はサービス業	5人以下
上記以外の業種	20人以下

5 予算措置

令和6年度当初予算 2,500千円（500千円 × 5件）

6 その他

- ・本補助金は、「ものづくりの苗処」をコンセプトに、企業の成長促進、知名度向上、人材確保を促進し、ものづくり産業の活性化を図る「ものづくりの苗処」事業の一環として実施する。
- ・補助金交付要綱は別添のとおり。